

公益財団法人秦野市スポーツ協会賛助会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人秦野市スポーツ協会定款（以下「定款」という。）第47条の規定に基づき、賛助会員について、必要な事項を定める。

(賛助会員)

第2条 賛助会員とは、定款第3条に規定するこの法人の目的に賛同し、後援する個人、団体、企業等で、会長の承認を得て入会したものをいう。

2 賛助会員の資格の期間は、入会した月の属する事業年度とする。

(入会手続)

第3条 賛助会員になることを希望する者（以下「申請者」という。）は、入会申込書（第1号様式）に次条に規定する会費を添えて、入会の申込みをしなければならない。

2 前年度から賛助会員を継続する場合は、入会申込書の提出を省略することができる。

3 前項に規定する入会の申込みをする場合において、申請者が、この法人が指定する口座に会費を振り込むときは、前項に規定する入会申込書の提出を省略できるものとする。

(会費)

第4条 賛助会員の会費は、次のとおりとする。

(1) 法人及び団体会員 1口 年額10,000円

(2) 個人会員 1口 年額5,000円

2 前項に規定する口数は、これを制限しないものとする。

(会員の特権)

第5条 賛助会員は次の特典を享受することができる。

(1) この法人が刊行する情報誌の提供

(2) この法人の情報誌、ホームページへの個人名、団体名又は法人名の掲載

(3) この法人が主催し、又は共催する研修会、セミナー等の情報提供

(会費の使途)

第6条 第4条に規定する会費は、毎事業年度における当該年度の事業に使用する。

(除名)

第7条 この法人は、賛助会員が違法行為をする等、賛助会員としてふさわし

くないと認めるときは、理事会の決議により、その賛助会員を除名することができる。

2 この法人は、前項に規定する賛助会員の除名を審議する理事会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

3 第1項の規定により除名になった者の既納の会費は、返還しない。

(退会)

第8条 賛助会員は、退会通知をこの法人に提出することにより、いつでも退会することができる。

2 前項の規定により、賛助会員が退会する場合において、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経る。

(委任)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。